

毎週火・金曜日発行（当日が休日になるときは、休日の翌日）



福島県報

目次

- 福島県個人情報保護条例の一部を改正する条例 一
- 福島県犯罪被害者等支援条例 一
- 福島県自転車の安全で適正な利用の促進に関する条例 四
- 大気汚染防止法に基づく排出基準及び水質汚濁防止法に基づく排水基準を定める条例等の一部を改正する条例 六
- 福島県へき地医療等医師確保修学資金貸与条例の一部を改正する条例 六
- 福島県新型コロナウイルス対策特別資金基金条例の一部を改正する条例 六
- 福島県県道の構造の技術的基準を定める条例の一部を改正する条例 七
- 福島県移動等円滑化のために必要な県道の構造に関する基準を定める条例の一部を改正する条例 七
- 福島県営住宅等条例の一部を改正する条例 一〇
- 福島県過疎・中山間地域振興条例の一部を改正する条例 一〇

条 例

福島県個人情報保護条例の一部を改正する条例、福島県犯罪被害者等支援条例、福島県自転車の安全で適正な利用の促進に関する条例、大気汚染防止法に基づく排出基準及び水質汚濁防止法に基づく排水基準を定める条例等の一部を改正する条例、福島県へき地医療等医師確保修学資金貸与条例の一部を改正する条例、福島県新型コロナウイルス対策特別資金基金条例の一部を改正する条例、福島県県道の構造の技術的基準を定める条例の一部を改正する条例、福島県移動等円滑化のために必要な県道の構造に関する基準を定める条例の一部を改正する条例、福島県営住宅等条例の一部を改正する条例及び福島県過疎・中山間地域振興条例の一部を改正する条例をここに公布する。

令和三年十月十二日

福島県知事 内堀 雅 雄

福島県条例第七十五号

福島県個人情報保護条例の一部を改正する条例

福島県個人情報保護条例（平成六年福島県条例第七十一号）の一部を次のように改正する。

第二条第一号ア中「行政機関の保有する個人情報の保護に関する法律（平成十五年法律第五十八号）第二条第三項」を「個人情報保護に関する法律（平成十五年法律第五十七号）第二条第二項」に改め、同条第五号中「独立行政法人等の保有する個人情報の保護に関する法律（平成十五年法律第五十九号）第二条第一項」を「個人情報保護に関する法律第二条第九項」に改める。

第二十一条の三中「総務大臣」を「内閣総理大臣」に、「第十九条第七号」を「第十九条第八号」に、「同条第八号」を「同条第九号」に改める。

第三十八条の二第二項中「行政機関の保有する個人情報の保護に関する法律（平成十五年法律第五十八号）」を「個人情報保護に関する法律第五章」に、「第二条第二項」を「第二条第一項」に改め、同条第二項中「行政機関の保有する個人情報の保護に関する法律第四章」を「個人情報の保護に関する法律第五章第四節」に、「第二条第二項」を「第二条第一項」に、「同条第三項」を「同法第六十条第一項」に改める。

附 則

この条例は、公布の日から施行し、改正後の福島県個人情報保護条例第二十一条の三の規定は、令和三年九月一日から適用する。ただし、第二条第一号及び第五号並びに第三十八条の二の改正規定は、デジタル社会の形成を図るための関係法律の整備に関する法律（令和三年法律第三十七号）第五十条の規定の施行の日から施行する。

（文書法務課）

福島県条例第七十六号

福島県犯罪被害者等支援条例

目次

- 前文
 - 第一章 総則（第一条―第八条）
 - 第二章 推進の体制等（第九条―第十一条）
 - 第三章 基本的な施策（第十二条―第二十七条）
 - 附則
- 県民の生命、身体及び財産の安全は、県民生活の全ての基礎であり、誰もが安全に安心して暮らせる犯罪のない社会の実現は、全ての県民の願いである。
- しかしながら、依然として、様々な犯罪等が後を絶たず、多くの人が思いもよらず犯罪等に巻き込まれ、犯罪等の被害者及びその家族又は遺族となっている。また、犯罪被害者等の中には、十分な支援を受けられず、自分だけで問題を抱え込んでしまい、苦しんでいる人もいる。

さらに、犯罪被害者等は、犯罪等による直接的な被害による苦しみだけでなく、その後の心身の不調や経済的な問題、周囲の偏見や無理解による心ない言動、インターネット等を通じて行われる誹謗中傷などによる二次被害にも苦しめられることがある。

このような状況にある犯罪被害者等が、地域社会で再び安全に安心して日常生活を営むことができるようにするためには、県や市町村をはじめ、関係するものが相互に連携協力し、犯罪被害者等に寄り添ったきめ細かい支援を途切れなく提供するとともに、その権利利益の保護が図られる社会の実現に向けて不断の努力をしていく必要がある。

また、犯罪被害者等の置かれた状況に理解を深め、一体となって二次被害の防止に努めるなど、犯罪被害者等を社会全体で支えていくことが必要である。

ここに、わたしたちは、犯罪被害者等一人一人に寄り添い、安全で安心な社会を目指して、この条例を制定する。

第一章 総則

(目的)

第一条 この条例は、犯罪被害者等支援に関し、基本理念を定め、県、県民、事業者及び民間支援団体の責務並びに市町村の役割を明らかにするとともに、犯罪被害者等支援の基本となる事項を定めることにより、犯罪被害者等支援を総合的かつ計画的に推進し、もって犯罪被害者等が受けた被害の回復又は軽減及び犯罪被害者等の生活の再建を図ること並びに犯罪被害者等を社会全体で支え、誰もが安全に安心して暮らすことができる社会の実現に寄与することを目的とする。

(定義)

第二条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- 一 犯罪等 犯罪及びこれに準ずる心身に有害な影響を及ぼす行為をいう。
- 二 犯罪被害者等 犯罪等により被害を受けた者及びその家族又は遺族をいう。
- 三 再被害 犯罪被害者等が、当該犯罪等の加害者から再び被害を受けることをいう。
- 四 二次被害 犯罪等による直接的な被害を受けた後に、周囲の者による理解又は配慮に欠けた言動、インターネット等を通じて行われる誹謗中傷、報道機関による過剰な取材等により、犯罪被害者等が受ける精神的な苦痛、身体の不調その他の被害をいう。
- 五 二次受傷 犯罪被害者等の支援に従事する者（以下「支援従事者」という。）が、支援を行う過程で犯罪被害者等と同様の心理的外傷を受け、心身に傷病等が生じることをいう。
- 六 犯罪被害者等支援 犯罪被害者等が、その受けた被害を回復し、又は軽減し、安全で安心して暮らすことができるよう支援するための取組をいう。
- 七 民間支援団体 犯罪被害者等早期援助団体（犯罪被害者等給付金の支給等による犯罪被害者等の支援に関する法律（昭和五十五年法律第三十六号）第二十三条第一項の団体をいう。）その他犯罪被害者等支援を行うことを主たる目的とする民間の団体をいう。

(基本理念)

第三条 犯罪被害者等支援は、次の各号に掲げる事項を基本理念とし、犯罪被害者等の立場に立つて適切に推進されなければならない。

- 一 犯罪被害者等の個人としての尊厳が重んぜられ、その尊厳にふさわしい処遇を保障される権利が尊重されること。
- 二 犯罪被害者等が受けた被害の状況及び原因、犯罪被害者等が置かれている状況その他の事情に応じて適切に行われるとともに、再被害及び二次被害が生じることのないよう十分配慮されること。
- 三 犯罪被害者等が安全で安心して暮らすことができるよう、必要な支援が途切れることなく提供されること。
- 四 国、県、市町村、民間支援団体その他の犯罪被害者等支援に関係するものによる相互の連携及び協力の下で行われること。

(県の責務)

第四条 県は、前条に定める基本理念（以下単に「基本理念」という。）にのっとり、国、市町村、民間支援団体その他の犯罪被害者等支援に関係するものとの適切な役割分担を踏まえ、犯罪被害者等支援に関する施策を総合的に策定し、及び計画的に実施する責務を有する。

2 県は、市町村が犯罪被害者等支援に関する施策を策定し、及び実施しようとするときは、情報の提供、助言その他の必要な協力を行うものとする。

3 県は、犯罪被害者等支援に関する施策を実施するに当たり、二次被害を生じさせることのないよう十分配慮し、これを防止するものとする。

(県民の責務)

第五条 県民は、基本理念にのっとり、犯罪被害者等が置かれている状況及び犯罪被害者等支援の必要性についての理解を深め、二次被害を生じさせることのないよう十分配慮するとともに、県が実施する犯罪被害者等支援に関する施策に協力するよう努めるものとする。

(事業者の責務)

第六条 事業者は、基本理念にのっとり、犯罪被害者等が置かれている状況及び犯罪被害者等支援の必要性についての理解を深め、その事業活動を行うに当たっては、二次被害を生じさせることがないよう十分配慮するとともに、県が実施する犯罪被害者等支援に関する施策に協力するよう努めるものとする。

2 事業者は、犯罪被害者等がその被害に係る民事、刑事等に関する手続に適切に関与することができるよう、その就労、勤務、勤務、休暇等について十分配慮するよう努めるものとする。

(市町村の役割)

第七条 市町村は、基本理念にのっとり、犯罪被害者等が置かれている状況及び犯罪被害者等支援の必要性についての理解を深め、その施策を行うに当たっては、二次被害を生じさせることのないよう十分配慮するとともに、住民に対して必要な支援を行うほか、県が実施する犯罪被害者等支援に関する施策に協力するよう努めるものとする。

(民間支援団体の責務)

第八条 民間支援団体は、基本理念にのっとり、犯罪被害者等が置かれている状況及び犯罪被害者等支援の必要性についての理解を深め、犯罪被害者等支援を行うに当たっては、専門的知識及び経験を活用し、迅速かつきめ細かな支援を行うとともに、県が実施する犯罪被害者等支援に関する施策に協力するよう努めるものとする。

第二章 推進の体制等

(犯罪被害者等支援計画)

第九条 知事は、犯罪被害者等支援に関する施策を総合的かつ計画的に推進するため、犯罪被害者等支援に関する計画（以下「犯罪被害者等支援計画」という。）を定めるものとする。

2 犯罪被害者等支援計画は、次に掲げる事項について定めるものとする。

一 犯罪被害者等支援に関する基本方針

二 犯罪被害者等支援に関する具体的な施策

三 前二号に掲げるもののほか、犯罪被害者等支援に関する施策を推進するために必要な事項

3 知事は、犯罪被害者等支援計画を定めるに当たっては、あらかじめ、県民の意見を聴くものとする。

4 知事は、犯罪被害者等支援計画を定めたときは、遅滞なく、これを公表しなければならぬ。

5 前二項の規定は、犯罪被害者等支援計画の変更について準用する。

6 知事は、犯罪被害者等支援計画に基づき実施した犯罪被害者等のための施策の実施状況を、定期的に公表するものとする。

(総合的な支援体制の整備)

第十条 県は、国、市町村、民間支援団体その他の犯罪被害者等支援に関係するものとの連携し、及び相互に協力して、犯罪被害者等支援に関する施策を推進するための総合的な支援体制を整備するものとする。

2 県は、前項の支援体制を整備するに当たっては、犯罪被害者等が国、県、市町村、民間支援団体その他の犯罪被害者等支援に関係するものいづれに支援を求めた場合においても、必要な支援を途切れることなく受けることができるよう必要な措置を講ずるものとする。

(財政上の措置)

第十一条 県は、犯罪被害者等支援に関する施策を推進するために必要な財政上の措置を講ずるよう努めるものとする。

第三章 基本的な施策

(相談及び情報の提供等)

第十二条 県は、犯罪被害者等が日常生活及び社会生活を円滑に営むことができるようにするため、犯罪被害者等が直面している損害賠償等の法律問題その他の問題に係る相談への対応、必要な情報の提供及び助言、犯罪被害者等支援に精通している者の紹介その他の必要な施策を講ずるものとする。

(日常生活の支援)

第十三条 県は、犯罪被害者等が平穏な日常生活を営むことができるようにするため、民間支援団体等と連携し、必要な施策を講ずるものとする。

(心身に受けた影響からの回復支援)

第十四条 県は、犯罪被害者等が心理的外傷その他の犯罪等により心身に受けた影響から回復できるようにするため、その心身の状況等に応じた適切な保健医療サービス及び福祉サービスが提供されるよう必要な施策を講ずるものとする。

(安全の確保)

第十五条 県は、犯罪被害者等が再被害及び二次被害を受けることを防止し、その安全を確保するため、一時保護、施設への入所による保護、防犯に係る指導及び助言、犯罪被害者等に係る個人情報の適切な取扱いの確保その他の必要な施策を講ずるものとする。

(居住の安定)

第十六条 県は、犯罪等により従前の住居に居住することが困難となった犯罪被害者等の居住の安定を図るとともに、再被害及び二次被害を防止するため、一時的な利用のための住居の提供その他の必要な施策を講ずるものとする。

(雇用の安定)

第十七条 県は、犯罪被害者等の雇用の安定を図るとともに、職場における二次被害を防止するため、犯罪被害者等が置かれている状況及び犯罪被害者等支援の必要性に関する事業者に対する啓発その他の必要な施策を講ずるものとする。

(経済的負担の軽減)

第十八条 県は、犯罪被害者等が受けた被害による経済的負担の軽減を図るため、犯罪被害者等に対する経済的な助成に関する情報の提供、助言その他の必要な施策を講ずるものとする。

(大規模事案における支援)

第十九条 県は、犯罪等により死傷者が多数に上る事案その他の重大な事案が県内で発生した場合において、当該事案による犯罪被害者等に対して直ちに支援を行う必要があると認めるときは、市町村、民間支援団体その他関係機関と協力して、当該事案に対応するための支援の体制を整え、必要な支援を行うものとする。

(県民が県外で発生した犯罪等により被害を受けた場合等の支援)

第二十条 県は、県民が県外で発生した犯罪等により被害を受けた場合には、民間支援団体その他関係機関と連携して、当該犯罪等による犯罪被害者等が直面している各般の問題について相談に応じ、必要な情報の提供、助言その他の必要な施策を講ずるものとする。

2 前項の施策は、当該犯罪被害者等が被害を受けた都道府県若しくは当該都道府県に所在する民間支援団体又はその両方と連携して講ずるものとする。

3 前二項の規定は、県内に住所を有しない、又は居住していない者が県内で発生した犯罪等により被害を受けた場合について準用する。この場合において、同条第一項中「県民が県外で」とあるのは「県内に住所を有しない、又は居住していない者が県内で」と、同条第二項中「被害を受けた」とあるのは「住所を有し、又は居住する」と

読み替えるものとする。

(保護、捜査、公判等の過程における配慮等)

第二十一条 県は、犯罪被害者等の保護、その被害に係る刑事事件の捜査又は公判等の過程において、名誉、生活の平穏その他犯罪被害者等の人権に十分な配慮がなされ、犯罪被害者等の負担が軽減されるよう、犯罪被害者等の心身の状況、その置かれている環境等に関する理解を深めるための訓練及び啓発、専門的知識又は技能を有する職員等の配置、必要な施設の整備その他の必要な施策を講ずるものとする。

(県民の理解の増進)

第二十二条 県は、犯罪等の被害に対する県民の関心を高め、犯罪被害者等が置かれている状況、犯罪被害者等支援の必要性、二次被害の防止の重要性等について県民の理解を深めるため、広報、啓発、教育の充実その他の必要な施策を講ずるものとする。

(学校における教育の実施等)

第二十三条 県は、学校の設置者等と連携し、児童、生徒等に対して犯罪被害者等の置かれている状況及び犯罪被害者等支援の必要性について理解を深めるとともに、二次被害を防止するための教育その他の必要な施策を講ずるものとする。

(人材の育成)

第二十四条 県は、犯罪被害者等支援の充実を図るため、相談、助言、日常生活の支援等を担う支援従事者を育成するための研修の実施その他の必要な施策を講ずるものとする。

(支援従事者の二次受傷に対する支援)

第二十五条 県は、支援従事者の二次受傷を防止、回復、又は軽減し、その安全を確保するため、支援従事者に対する研修、相談、支援その他の必要な施策を講ずるものとする。

(民間支援団体に対する支援)

第二十六条 県は、民間支援団体が適切かつ効果的に犯罪被害者等支援を推進することができるよう、犯罪被害者等支援に関する情報の提供、助言その他の必要な施策を講ずるものとする。

(個人情報の適切な管理)

第二十七条 県は、犯罪被害者等支援における個人情報の重要性を認識し、犯罪被害者等及びその関係者の個人情報を適切に管理しなければならない。支援従事者が個人情報を取り扱う場合も、同様とする。

附 則

(施行期日)

1 この条例は、令和四年四月一日から施行する。

2 福島県安全で安心な県づくりの推進に関する条例の一部改正

2 福島県安全で安心な県づくりの推進に関する条例(平成二十年福島県条例第八十号)

の一部を次のように改正する。

第二十一条を次のように改める。

第二十一条 削除

(男女共生課)

福島県条例第七十七号

福島県自転車安全で適正な利用の促進に関する条例

(目的)

第一条 この条例は、自転車の安全で適正な利用に関し、基本理念を定め、県、県民、自転車利用者、事業者及び自動車等運転者の責務並びに関係団体及び市町村の役割を明らかにするとともに、自転車の安全で適正な利用を促進するための施策の基本的な事項を定めることにより、自転車の安全で適正な利用を促進し、もって歩行者、自転車及び自動車等が共に安全に通行し、県民が安全に安心して暮らすことができる社会の実現に寄与することを目的とする。

(定義)

第二条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- 一 自転車 道路交通法(昭和三十五年法律第百五号。以下「法」という。)第二条第一項第十一号の二に規定する自転車をいう。
 - 二 自転車利用者 自転車を利用する者をいう。
 - 三 関係団体 交通安全に関する活動を行う団体及び自転車の安全で適正な利用に関する活動を行う団体をいう。
 - 四 学校 学校教育法(昭和二十二年法律第二十六号)に規定する小学校、中学校、義務教育学校、高等学校、中等教育学校、特別支援学校、高等専門学校及び高等課程を置く専修学校をいう。
 - 五 車両 法第二条第一項第八号に規定する車両をいう。
 - 六 自動車等 法第二条第一項第九号に規定する自動車及び同項第十号に規定する原動機付自転車をいう。
 - 七 保護者 親権を行う者、未成年後見人その他の者で、未成年者を現に監護するものをいう。
 - 八 自転車小売業者 自転車の小売を業とする者をいう。
 - 九 自転車貸付業者 自転車を有償又は無償で、継続的に又は反復して貸し付ける者をいう。
 - 十 自転車損害賠償責任保険等 自転車の運行によって他人の生命又は身体が害された場合における損害を填補することができる保険又は共済をいう。
- (基本理念)
- 第三条** 自転車の安全で適正な利用の促進は、自転車が県民にとって身近な交通手段であり、その利用が交通による環境への負荷の低減及び県民の健康の増進等、公共の利益の増進に資するものであるという認識の下に行われなければならない。
- 2 自転車の安全で適正な利用の促進は、県、県民、自転車利用者、事業者、自動車等運転者、関係団体及び市町村がそれぞれの責務又は役割を果たし、自転車が関係する交通事故の防止を図ることを旨として行われなければならない。

(県の責務)

第四条 県は、前条に定める基本理念にのっとり、国、市町村、県民、事業者及び関係団体と相互に連携協力し、自転車の安全で適正な利用を促進するための施策を総合的に実施するものとする。

2 県は、県民、自転車利用者、事業者、関係団体及び市町村が実施する自転車の安全で適正な利用のための取組を促進するため、情報の提供、助言その他の必要な支援を行うものとする。

(県民の責務)

第五条 県民は、自転車の安全で適正な利用に関する理解を深め、家庭、職場、学校、地域等における自転車の安全で適正な利用のための取組を自主的かつ積極的に行うよう努めなければならない。

2 県民は、国、県及び市町村が実施する自転車の安全で適正な利用を促進するための施策に協力するよう努めなければならない。

(自転車利用者の責務)

第六条 自転車利用者は、車両の運転者としての責任を自覚し、法その他の法令を遵守するとともに、歩行者、自動車等の通行に十分配慮しながら自転車の安全で適正な利用に努めなければならない。

2 自転車利用者は、自転車が関係する交通事故の防止に関する知識の習得に努めなければならない。

(事業者の責務)

第七条 事業者は、自転車の安全で適正な利用に関する理解を深め、自転車の安全で適正な利用を促進するための取組を自主的かつ積極的に行うよう努めなければならない。

2 事業者は、国、県及び市町村が実施する自転車の安全で適正な利用を促進するための施策に協力するよう努めなければならない。

(自動車等運転者の責務)

第八条 自動車等運転者は、自転車が車両であることを認識し、歩行者、自転車及び自動車等が共に安全に道路を通行することができるように配慮するよう努めなければならない。

2 自動車等運転者は、自転車の側方を通過するときは、これとの間に安全な間隔を保ち、又は徐行するよう努めなければならない。

(関係団体の役割)

第九条 関係団体は、自転車の安全で適正な利用を促進するための取組を自主的かつ積極的に推進するよう努めるものとする。

2 関係団体は、国、県及び市町村が実施する自転車の安全で適正な利用を促進するための施策に協力するよう努めるものとする。

(市町村の役割)

第十条 市町村は、その区域内の実情に応じて、国及び県が実施する自転車の安全で適正な利用を促進するための施策に協力するよう努めるものとする。

(自転車交通安全教育等)

第十一条 県は、県民が自転車の安全で適正な利用に関する理解を深めることができるよう、交通安全教育及び啓発を行うものとする。

2 県は、学校、事業者、関係団体及び市町村が実施する自転車の安全で適正な利用の促進に関する取組等を支援するため、情報の提供その他の必要な措置を講ずるものとする。

3 学校の長は、その児童、生徒又は学生に対し、自転車の安全で適正な利用に関する理解を深めることができるよう、発達の段階に応じた交通安全教育を行うよう努めなければならない。

4 保護者は、その監護する未成年者に対し、自転車を安全で適正に利用するために必要な教育を行うよう努めなければならない。

5 高齢者の家族は、その高齢者に対し、自転車を安全で適正に利用するために必要な助言をするよう努めなければならない。

6 事業者は、自転車を利用して通勤し、又はその事業活動において自転車を利用する従業者に対し、自転車の安全で適正な利用に関する理解を深めることができるよう、交通安全教育及び啓発を行うよう努めなければならない。

(自転車の点検整備及び防犯対策)

第十二条 自転車利用者は、その事業活動において自転車を利用する事業者及び自転車貸付業者は、その利用し、又は貸付けの用に供する自転車について、必要な点検及び整備を行うよう努めなければならない。

2 保護者は、その監護する未成年者が利用する自転車について、必要な点検及び整備を行うよう努めなければならない。

3 自転車利用者は、その利用する自転車について、盗難防止のための施錠その他の防犯対策に努めなければならない。

(自転車小売業者等の情報提供)

第十三条 自転車小売業者及び自転車貸付業者は、自転車を購入しようとする者及び自転車を借り受けようとする者に対し、自転車の安全で適正な利用に関して必要な情報の提供を行うよう努めるものとする。

(安全器具の使用)

第十四条 自転車利用者、その事業活動において自転車を利用する事業者及び自転車貸付業者は、その利用し、又は貸付けの用に供する自転車の側面から確認できる反射器材を備える等、交通事故を防止し、又は交通事故による被害の軽減を図るための器具を使用する等安全上の措置を講ずるよう努めなければならない。

2 保護者は、その監護する未成年者が利用する自転車の側面から確認できる反射器材を備える等、交通事故を防止し、又は交通事故による被害の軽減を図るための器具を使用する等安全上の措置を講ずるよう努めなければならない。

(広報及び啓発)

第十五条 県は、国、市町村及び関係団体と相互に連携協力し、自転車の安全で適正な利用を促進するために必要な広報及び啓発を行うものとする。

(自転車損害賠償責任保険等への加入)

第十六条 自転車利用者は、自転車損害賠償責任保険等に加入しなければならない。ただし、当該自転車利用者以外の者により、当該利用に係る自転車損害賠償責任保険等への加入の措置が講じられているときは、この限りでない。

2 保護者は、その監護する未成年者が自転車を利用するときは、当該利用に係る自転車損害賠償責任保険等に加入しなければならない。ただし、当該保護者以外の者により、当該利用に係る自転車損害賠償責任保険等への加入の措置が講じられているときは、この限りでない。

3 事業者は、その事業活動において自転車を利用するときは、当該利用に係る自転車損害賠償責任保険等に加入しなければならない。

4 自転車貸付業者は、その貸付けの用に供する自転車の利用に係る自転車損害賠償責任保険等に加入しなければならない。

(自転車損害賠償責任保険等への加入の確認等)

第十七条 自転車小売業者は、自転車を販売するときは、当該自転車を購入しようとする者に対し、自転車損害賠償責任保険等への加入に関する情報を提供するとともに、当該自転車の利用に係る自転車損害賠償責任保険等への加入の有無を確認するよう努めなければならない。

2 事業者は、自転車を利用して通勤する従業者に対し、当該自転車の利用に係る自転車損害賠償責任保険等への加入の有無を確認するよう努めなければならない。

3 学校の長は、自転車を利用して通学する児童、生徒又は学生がいるときは、当該利用者及びその保護者に対し、当該自転車の利用に係る自転車損害賠償責任保険等への加入の有無を確認するよう努めなければならない。

4 自転車貸付業者は、自転車を貸し付けるときは、当該自転車を借り受けようとする者に対し、当該自転車の利用に係る自転車損害賠償責任保険等の内容に関する情報を提供するよう努めなければならない。

(自転車損害賠償責任保険等に関する情報提供)

第十八条 県は、市町村及び関係団体と連携し、自転車損害賠償責任保険等への加入を促進するため、自転車損害賠償責任保険等に関する情報の提供その他の必要な施策を講ずるものとする。

2 事業者は、自転車を利用して通勤する従業者に対し、自転車損害賠償責任保険等に関する情報を提供するよう努めなければならない。

3 学校の長は、自転車を利用して通学する児童、生徒又は学生及びその保護者に対し、自転車損害賠償責任保険等に関する情報を提供するよう努めなければならない。

(道路環境の整備)

第十九条 県は、自転車の安全で適正な利用を促進するため、国及び市町村と連携し、歩行者、自転車及び自動車等が共に安全に通行できる道路環境の整備を図るものとする。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。ただし、第十六条及び第十七条の規定は、令和四年四月一日から施行する。

福島県条例第七十八号

大気汚染防止法に基づく排出基準及び水質汚濁防止法に基づく排水基準を定める条例等の一部を改正する条例

(大気汚染防止法に基づく排出基準及び水質汚濁防止法に基づく排水基準を定める条例の一部改正)

第一条 大気汚染防止法に基づく排出基準及び水質汚濁防止法に基づく排水基準を定める条例(昭和五十年福島県条例第十八号)の一部を次のように改正する。

別表第二の2の表カドミウム及びその化合物の項を削る。

(大気汚染防止法に基づく排出基準及び水質汚濁防止法に基づく排水基準を定める条例の一部を改正する条例の一部改正)

第二条 大気汚染防止法に基づく排出基準及び水質汚濁防止法に基づく排水基準を定める条例の一部を改正する条例(平成十九年福島県条例第十九号)の一部を次のように改正する。

附則第二項中「平成三十三年十二月十日」を「令和六年十二月十日」に改める。

附則別表中「金属鉱業、電気めつき業及び下水道業(金属鉱業又は電気めつき業に属する特定事業場(下水道法(昭和三十三年法律第七十九号)第十二条の二第一項に規定する特定事業場をいう。))から排出される水を受け入れているものであって、一定の条件に該当するものに限る。)」を「電気めつき業」に改める。

附則別表備考3を削る。

附 則
この条例中第一条の規定は令和三年十二月一日から、第二条の規定は同月十一日から施行する。

(水・大気環境課)

福島県条例第七十九号

福島県へき地医療等医師確保修学資金貸与条例の一部を改正する条例

福島県へき地医療等医師確保修学資金貸与条例(平成十六年福島県条例第五十九号)の一部を次のように改正する。

第二条第一項第一号中「過疎地域自立促進特別措置法(平成十二年法律第十五号)」を「過疎地域の持続的発展の支援に関する特別措置法(令和三年法律第十九号)」に改める。

附 則
この条例は、公布の日から施行する。

(地域医療課医療人材対策室)

福島県条例第八十号

福島県新型コロナウイルス対策特別資金基金条例の一部を改正する条例

福島県新型コロナウイルス対策特別資金基金条例（令和二年福島県条例第四十九号）の一部を次のように改正する。

第一条中「新型コロナウイルス感染症を指定感染症として定める等の政令（令和二年政令第十一号）第一条に規定するものをいう」を「病原体がベータコロナウイルス属のコロナウイルス（令和二年一月に、中華人民共和国から世界保健機関に対して、人に伝染する能力を有することが新たに報告されたものに限る。）であるものに限る」に改める。

附則

この条例は、公布の日から施行する。

（経営金融課）

福島県条例第八十一号

福島県道の構造の技術的基準を定める条例の一部を改正する条例

福島県道の構造の技術的基準を定める条例（平成二十四年福島県条例第四百号）の一部を次のように改正する。

第三十三条中第九号を第十号とし、同条第八号中「第五号」を「第六号」に改め、同条第九号とし、同条第七号を第八号とし、第二号から第六号までを一号ずつ繰り下げ、第一号の次に次の一号を加える。

二 自動運行補助施設

第四十四条の次に次の一条を加える。

（歩行者利便増進道路）

第四十五条 歩行者利便増進道路に設けられる歩道若しくは自転車歩行者道又は歩行者利便増進道路である自転車歩行者専用道路若しくは歩行者専用道路には、歩行者の滞留の用に供する部分を設けるものとする。

2 前項に規定する部分には、歩行者利便増進施設等の適正かつ計画的な設置を誘導する必要があるときは、歩行者利便増進施設等を設置する場所を確保するものとする。

この場合において、必要があると認めるときは、当該場所に街灯、ベンチその他の歩行者の利便の増進に資する工作物、物件又は施設を設けるものとする。

3 歩行者利便増進道路（高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律（平成十八年法律第九十一号）第十条第一項に規定する新設特定道路を除く。）は、同項に規定する道路移動等円滑化基準に適合する構造とするものとする。

附則

この条例は、公布の日から施行する。

（道路整備課）

福島県条例第八十二号

福島県移動等円滑化のために必要な県道の構造に関する基準を定める条例の一部を改正する条例

福島県移動等円滑化のために必要な県道の構造に関する基準を定める条例（平成二十

四年福島県条例第六号）の一部を次のように改正する。

日次中「第二条」を「第二条の二」に改め、「歩道等」の下に「及び自転車歩行者専用道路等の構造」を、「立体横断施設」、「乗合自動車停留所」、「路面電車停留場等」及び「自動車駐車場」の下に「の構造」を加え、「第七章 移動等円滑化のために必要なその他の施設等（第三十三条―第三十七条）」を「第七章 旅客特定車両停留施設の構造（第三十三条―第四十三条）」に改める。

第二条第一号中「自転車歩行者道」の下に「自転車歩行者専用道路、歩行者専用道路」を、「自動車駐車場」の下に「若しくは旅客特定車両停留施設」を加え、「又は除雪のために必要な」を、「除雪のために必要な幅員又は県道構造条例第四十五条第一項の歩行者の滞留の用に供する部分の」に改める。

第二条の次に次の一条を加える。

（災害等の場合の適用除外）

第二条の二 災害等のため一時使用する旅客特定車両停留施設の構造及び設備については、この条例の規定によらないことができる。

「第二章 歩道等」を「第二章 歩道等及び自転車歩行者専用道路等の構造」に改める。

第三条中「設ける道路」の下に「自転車歩行者専用道路及び歩行者専用道路」を加える。

第四条第三項を次のように改める。

3 自転車歩行者専用道路の有効幅員は、県道構造条例第四十三条第一項に規定する幅員の値以上とするものとする。

第四条に次の二項を加える。

4 歩行者専用道路の有効幅員は、県道構造条例第四十四条第一項に規定する幅員の値以上とするものとする。

5 歩道若しくは自転車歩行者道（以下「歩道等」という。）又は自転車歩行者専用道路若しくは歩行者専用道路（以下「自転車歩行者専用道路等」という。）の有効幅員は、当該歩道等又は自転車歩行者専用道路等の高齢者、障害者等の交通の状況を考慮して定めるものとする。

第五条第一項、第二項及び第六条第一項中「歩道等」の下に「又は自転車歩行者専用道路等」を加える。

第六条第二項中「を除く。」の下に「又は自転車歩行者専用道路等」を加える。

第三章 立体横断施設」を「第三章 立体横断施設の構造」に改める。

第十二条第一号中「かご」を「籠」に改め、同条第二号中「かご」を「籠」に、「装置」を「設備」に改め、同条第三号及び第四号中「かご」を「籠」に改め、同条第五号中「かご」を「籠」に、「により、かご外からかご内」を「又は籠外及び籠内に画像を表示する設備が設置されていることにより、籠外にいる者と籠内にいる者が互いに」に改め、同条第六号及び第七号中「かご」を「籠」に改め、同条第八号及び第九号中「か

- 「ご」を「籠」に、「装置」を「設備」に改め、同条第十号及び第十一号中「かご」を「籠」に改め、同条第十三号中「かご」を「籠」に、「装置」を「設備」に改める。
- 第十三条各号列記以外の部分中「以下」の下に「この条において」を加える。
- 第四章 乗合自動車停留所」を「第四章 乗合自動車停留所の構造」に改める。
- 第五章 路面電車停留場等」を「第五章 路面電車停留場の構造」に改める。
- 第六章 自動車駐車場」を「第六章 自動車駐車場の構造」に改める。
- 第三十七条中「歩道等」の下に「自転車歩行者専用道路等」を加え、同条を第四十八条とする。
- 第三十六条第一項中「歩道等」の下に「自転車歩行者専用道路等」を加え、同条第二項中「及び自動車駐車場」を「自動車駐車場及び旅客特定車両停留施設」に改め、「路面」の下に「又は床面」を加え、同条を第四十七条とする。
- 第三十五条中「歩道等」の下に「又は自転車歩行者専用道路等」を加え、同条に次の二項を加える。
- 2 旅客特定車両停留施設には、高齢者、障害者等の休憩の用に供する設備を一以上設けるものとする。ただし、旅客の円滑な流動に支障を及ぼすおそれのある場合は、この限りでない。
- 3 前項の施設に優先席（主として、高齢者、障害者等の優先的な利用のために設けられる座席をいう。以下この項において同じ。）を設ける場合は、その付近に、当該優先席における優先的に利用することができる者を表示する案内標識を設けるものとする。
- 第三十五条を第四十六条とする。
- 第三十四条第一項中「歩道等」の下に「自転車歩行者専用道路等」を加え、「及び自動車駐車場」を「並びに自動車駐車場及び旅客特定車両停留施設」に改め、同条第三項を同条第五項とし、同条第二項を同条第四項とし、同条第一項の次に次の二項を加える。
- 2 前項の規定により視覚障害者誘導用ブロックが敷設された旅客特定車両停留施設の通路と第十二条第十一号の基準に適合する乗降口に設ける操作盤、前条第六項の規定により設けられる設備（音によるものを除く。）、便所の出入口及び第四十二条の基準に適合する乗車券等販売所との間の経路を構成する通路には、それぞれ視覚障害者誘導用ブロックを敷設するものとする。ただし、視覚障害者の誘導を行う者が常駐する二以上の設備がある場合であつて、当該二以上の設備間の誘導が適切に実施されるときは、当該二以上の設備間の経路を構成する通路については、この限りでない。
- 3 旅客特定車両停留施設の階段、傾斜路及びエスカレーターの上端及び下端に近接する通路には、視覚障害者誘導用ブロックを敷設するものとする。
- 第三十四条を第四十五条とする。
- 第三十三条に次の四項を加える。
- 3 旅客特定車両停留施設のエレベーターその他の昇降機、傾斜路、便所、乗車券等販売所、待合所、案内所若しくは休憩施設（第五項において「移動等円滑化のための主要な設備」という。）又は同項に規定する案内板その他の設備の付近には、これらの

- 設備があることを表示する案内標識を設けるものとする。
- 4 前項の案内標識は、日本産業規格Z八二一〇に適合するものとする。
- 5 公共用通路に直接通ずる出入口の付近には、移動等円滑化のための主要な設備（第三十三条第三項前段の規定により昇降機を設けない場合にあつては、同項前段に規定する他の施設のエレベーターを含む。以下この条において同じ。）の配置を表示した案内板その他の設備を設けるものとする。ただし、移動等円滑化のための主要な設備の配置を容易に視認できる場合は、この限りでない。
- 6 公共用通路に直接通ずる出入口の付近その他の適切な場所に、旅客特定車両停留施設の構造及び主要な設備の配置を音、点字その他の方法により視覚障害者に示すための設備を設けるものとする。
- 第三十三条を第四十四条とする。
- 第七章 移動等円滑化のために必要なその他の施設等」を「第八章 移動等円滑化のために必要なその他の施設等」に改める。
- 第六章の次に次の一章を加える。
- 第七章 旅客特定車両停留施設の構造
(通路)
- 第三十三条 公共用通路（旅客特定車両停留施設に旅客特定車両（道路法施行規則（昭和二十七年建設省令第二十五号）第一条第一号から第三号までに掲げる自動車をいう。以下同じ。）が停留することができる時間内において常時一般交通の用に供されている一般交通用施設であつて、旅客特定車両停留施設の外部にあるものをいう。以下同じ。）から旅客特定車両の乗降口に至る通路のうち、乗降場ごとに一以上の通路は、次に定める構造とするものとする。
- 一 有効幅員は、一・四メートル以上とすること。ただし、構造上の理由によりやむを得ない場合においては、通路の末端の付近の広さを車椅子の転回に支障のないものとし、かつ、五十メートル以内ごとに車椅子が転回することができる広さの場所を設けた上で、有効幅員を一・二メートル以上とすることができる。
- 二 戸を設ける場合は、当該戸は、次に定める構造とすること。
- ア 有効幅員は、九十センチメートル以上とすること。ただし、構造上の理由によりやむを得ない場合においては、八十センチメートル以上とすることができる。
- イ 自動的に開閉する構造又は高齢者、障害者等が容易に開閉して通過できる構造とすること。
- 三 車椅子使用者が通過する際に支障となる段差を設けないこと。ただし、傾斜路を設ける場合においては、この限りでない。
- 2 第一項の二以上の通路（以下「移動等円滑化された通路」という。）において床面に高低差がある場合は、エレベーター又は傾斜路を設けるものとする。ただし、構造上の理由によりやむを得ない場合においては、エスカレーター（構造上の理由によりエスカレーターを設置することが困難である場合は、エスカレーター以外の昇降機であつて車椅子使用者の円滑な利用に適した構造のもの）をもつてこれに代えることができる。

3 旅客特定車両停留施設に隣接しており、かつ、旅客特定車両停留施設と一体的に利用される他の施設のエレベーター（第三十五条の基準に適合するものに限り。）又は傾斜路（第三十六条の基準に適合するものに限り。）を利用することにより高齢者、障害者等が旅客特定車両停留施設に旅客特定車両が停留することができる時間内において常時共用通路と旅客特定車両の乗降口との間の移動を円滑に行うことができる場合は、前項の規定によらないことができる。管理上の理由により昇降機を設置することが困難である場合も、また同様とする。

4 旅客特定車両停留施設の通路は、次に定める構造とするものとする。

一 床の表面は、平たんで、滑りにくい仕上げとすること。

二 段差を設ける場合は、当該段差は、次に定める構造とすること。

ア 踏面の端部の全体とその周囲の部分との色の輝度比が大きいこと等により段差を容易に識別できるものとする。

イ 段鼻の突き出しその他のつますきの原因となるものを設けない構造とすること。

（出入口）

第三十四条 移動等円滑化された通路の出入口は、次に定める構造とするものとする。

一 有効幅は、九十センチメートル以上とすること。ただし、構造上の理由によりやむを得ない場合においては、八十センチメートル以上とすることができる。

二 戸を設ける場合は、当該戸は、次に定める構造とすること。

ア 有効幅は、九十センチメートル以上とすること。ただし、構造上の理由によりやむを得ない場合においては、八十センチメートル以上とすることができる。

イ 自動的に開閉する構造又は高齢者、障害者等が容易に開閉して通過できる構造とすること。

三 車椅子使用者が通過する際に支障となる段差を設けないこと。ただし、傾斜路を設ける場合においては、この限りでない。

（エレベーター）

第三十五条 移動等円滑化された通路に設けるエレベーターは、次に定める構造とするものとする。

一 籠の内法幅は一・四メートル以上とし、内法奥行きは一・三五メートル以上とする。ただし、籠の出入口が複数あるエレベーターであつて、車椅子使用者が円滑に乗降できる構造のもの（開閉する籠の出入口を音声により知らせる設備が設けられているものに限り。）にあつては、この限りでない。

二 籠及び昇降路の出入口の有効幅は、八十センチメートル以上とすること。

三 籠内に、車椅子使用者が乗降する際に籠及び昇降路の出入口を確認するための鏡を設けること。ただし、第一号ただし書の構造のエレベーターにあつては、この限りでない。

2 第十二条第五号から第十三号までの規定は、移動等円滑化された通路に設けるエレベーターについて準用する。

3 移動等円滑化された通路に設けるエレベーターの台数、籠の内法幅及び内法奥行き

は、旅客特定車両停留施設の高齢者、障害者等の利用の状況を考慮して定めるものとする。

（傾斜路）

第三十六条 移動等円滑化された通路に設ける傾斜路（その踊場を含む。以下この条において同じ。）は、次に定める構造とするものとする。ただし、構造上の理由によりやむを得ない場合においては、この限りでない。

一 有効幅員は、一・二メートル以上とすること。ただし、階段に併設する場合においては、九十センチメートル以上とすることができる。

二 縦断勾配は、八パーセント以下とすること。ただし、傾斜路の高さが十六センチメートル以下の場合は、十二パーセント以下とすることができる。

三 高さが七十五センチメートルを超える傾斜路にあつては、高さ七十五センチメートル以内ごとに踏み幅一・五メートル以上の踊場を設けること。

2 移動等円滑化された通路に設ける傾斜路の床の表面は、平たんで、滑りにくい仕上げとすること。

3 第十三条第三号から第五号まで、第七号、第八号及び第十号の規定は、移動等円滑化された通路に設ける傾斜路について準用する。

（エスカレーター）

第三十七条 移動等円滑化された通路に設けるエスカレーターは、次に定める構造とするものとする。ただし、第三号及び第四号については、複数のエスカレーターが隣接した位置に設けられる場合は、そのうちの一のみが適合していれば足りるものとする。

一 上り専用のもので下り専用のものでそれぞれ設置すること。ただし、旅客が同時に双方方向に移動することがない場合においては、この限りでない。

二 エスカレーターの上端及び下端に近接する通路の床面等において、当該エスカレーターへの進入の可否を示すこと。ただし、上り専用又は下り専用でないエスカレーターにおいては、この限りでない。

三 踏み段の有効幅は、八十センチメートル以上とすること。

四 踏み段の面を車椅子使用者が円滑に昇降するために必要な広さとすることができる構造であり、かつ、車止めが設けられていること。

2 第十四条第二号から第五号までの規定は、移動等円滑化された通路に設けるエスカレーターについて準用する。

3 移動等円滑化された通路に設けるエスカレーターには、当該エスカレーターの行き先及び昇降方向を音声により知らせる設備を設けるものとする。

（階段）

第三十八条 第十六条第二号から第八号まで、第十号及び第十一号の規定は、移動等円滑化された通路に設ける階段について準用する。

（乗降場）

第三十九条 旅客特定車両停留施設の乗降場は、次に定める構造とするものとする。

一 床の表面は、平たんで、滑りにくい仕上げとすること。

二 旅客特定車両の通行方向に平行する方向の縦断勾配は、五パーセント以下とする

こと。ただし、地形の状況その他の特別の理由によりやむを得ない場合においては、八パーセント以下とすることができる。

三 横断勾配は、一パーセント以下とすること。ただし、誘導車路の構造、気象状況又は地形の状況その他の特別の理由によりやむを得ない場合においては、二パーセント以下とすることができる。

四 乗降場の縁端のうち、誘導車路その他の旅客特定車両の通行、停留又は駐車の利用に供する場所（以下この号において「旅客特定車両用場所」という。）に接する部分には、柵、視覚障害者誘導用ブロックその他の視覚障害者の旅客特定車両用場所への進入を防止するための設備が設けられていること。

五 当該乗降場に接して停留する旅客特定車両に車椅子使用者が円滑に乗降できる構造のものであること。

（運行情報提供設備）

第四十条 旅客特定車両の運行に関する情報を文字等により表示するための設備及び音声により提供するための設備を設けるものとする。ただし、電気設備がない場合その他技術上の理由によりやむを得ない場合は、この限りでない。

（便所）

第四十一条 第三十条から第三十二条までの規定は、旅客特定車両停留施設に便所を設ける場合について準用する。この場合において、第三十一条第一項第一号中「第二十五条に規定する通路」とあるのは「移動等円滑化された通路」と、「同条各号」とあるのは「第二十五条各号」と読み替えるものとする。

（乗車券等販売所、待合所及び案内所）

第四十二条 乗車券等販売所を設ける場合は、そのうち一以上は、次に定める構造とするものとする。

一 移動等円滑化された通路と乗車券等販売所との間の通路は、第三十三条第一項各号に掲げる基準に適合するものであること。

二 出入口を設ける場合は、そのうち一以上は、次に定める構造とすること。

ア 有効幅は、八十センチメートル以上とすること。

イ 戸を設ける場合は、当該戸は、次に定める構造とするものとする。

(1) 有効幅は、八十センチメートル以上とすること。

(2) 高齢者、障害者等が容易に開閉して通過できる構造とすること。

ウ 車椅子使用者が通過する際に支障となる段差を設けないこと。ただし、傾斜路を設ける場合においては、この限りでない。

三 カウンターを設ける場合は、そのうち一以上は、車椅子使用者の円滑な利用に適した構造のものであること。ただし、常時勤務する者が容易にカウンターの前に出て対応できる構造である場合は、この限りでない。

3 前項の規定は、待合所及び案内所を設ける場合について準用する。

乗車券等販売所又は案内所（勤務する者を置かないものを除く。）は、聴覚障害者が文字により意思疎通を図るための設備を設けるものとする。この場合においては、当該設備を保有している旨を当該乗車券等販売所又は案内所に表示するものとする。

（券売機）

第四十三条 乗車券等販売所に券売機を設ける場合は、そのうち一以上は、高齢者、障害者等の円滑な利用に適した構造とするものとする。ただし、乗車券等の販売を行う者が常時対応する窓口が設置されている場合は、この限りでない。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

（道路整備課）

福島県条例第八十三号

福島県営住宅等条例の一部を改正する条例

福島県営住宅等条例（昭和三十五年福島県条例第十九号）の一部を次のように改正する。

別表第一の一の表福島県営鬼越団地の項を削る。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

（建築住宅課）

福島県条例第八十四号

福島県過疎・中山間地域振興条例の一部を改正する条例

福島県過疎・中山間地域振興条例（平成十七年福島県条例第六十八号）の一部を次のように改正する。

目次中「第十三条」を「第十四条」に、「第十四条―第十八条」を「第十五条―第十九条」に、「第十九条」を「第二十条」に改める。

前文中「耕作放棄地の増大」を「農地や」に改め、「豪雨災害などの自然災害が大規模化していることから、その影響により本県の過疎・中山間地域は、更に厳しい状況に置かれている」を「地球温暖化等の要因により豪雨災害などが頻発化・激甚化し、豊かな自然環境と共生する過疎・中山間地域の生活にも深刻な影響を及ぼしており、過疎・中山間地域の森林、里山や水田が有している自然災害の抑制などの多面的機能の価値を改めて認識する必要がある」に改め、「展開する」の下に「とともに、これらの地域の自立に向けて、持続的な発展が可能な地域づくりに取り組む」を加え、「課題となつて」の次に次のように加える。

また、新型感染症の拡大を契機として、ゆとりと安らぎのある生活が可能な過疎・中山間地域の価値が改めて評価されつつあり、人口の過度の集中によるリスクを避けながら都市地域と連携し、新しい技術等も用いて豊かな暮らしの中で様々な付加価値を生み続けられる場としての役割を果たしていくことが求められている。

前文中「振興」を「持続的発展」に改める。

第二条第三号中「過疎地域自立促進特別措置法（平成十二年法律第十五号）」を「過疎地域の持続的発展の支援に関する特別措置法（令和三年法律第十九号。以下「法」という。）」に、「同法第三十三条第一項又は第二項」を「同法第三条第一項又は第二項、

第四十一条第一項又は第二項（同条第三項の規定により準用する場合を含む。）又は第四十二条に改める。

第三条第一項中「基づき」の下に「、地域の持続的な発展に向けて」を加え、同条第二項中「整備」の下に「及び新技術の活用」を加え、同条第三項中「促進されることにより」の下に「、雇用機会が拡充され」を加え、同条第四項中「地域間交流」を「地域内外との交流」に改め、「県民」の下に「その他地域と多様な形で関わる者（以下「関係人口」という。）と」を加え、同条第五項中「担い手の」の下に「確保及び」を加える。

第四条中第四項を第六項とし、第三項を第五項とし、同条第二項中「振興」を「持続的発展」に改め、同項を同条第四項とし、同条第一項の次に次の二項を加える。

2 県は、過疎・中山間地域の持続的発展を支援するため、市町村の区域を超える広域にわたる施策、市町村相互間の連絡調整並びに人的及び技術的援助その他必要な援助を行うよう努めるものとする。

3 県は、市町村が定める過疎・中山間地域の持続的発展に関する計画（法第八条に規定する過疎地域持続的発展市町村計画。以下「市町村計画」という。）の達成状況に関する評価等を踏まえ必要な支援に努めるものとする。

第五条中「振興」を「持続的発展」に、「計画的に実施する」を「市町村計画に基づき実施し、達成状況に関する評価を行う」に改める。

第六条中「振興」を「持続的発展」に改める。

第七条第一項中「道路」の下に「その他の交通施設等」を加え、「並びに情報通信基盤の整備」を「情報通信基盤の整備並びに新技術の活用による各種対策の推進」に改め、同条第三項中「及び」の下に「介護」を加え、同項の次に次の一項を加える。

4 県は、過疎・中山間地域において、住民が住み続けられる生活環境を確保するため、移動及び交通手段の確保並びに日常生活に必要な不可欠なサービスの維持に係る各種対策その他必要な措置を講ずるものとする。

第八条第二項中「図るため」の下に「、地域の特性及び資源並びに経営体の規模に応じた支援を行うとともに」を加え、同項の次に次の一項を加える。

3 県は、過疎・中山間地域において、雇用の場の創出を図るため、既存の産業の振興とともに、企業誘致、観光振興及び新産業の育成その他必要な措置を講ずるものとする。

第九条の見出しを「交流の促進等」に改め、同条第一項中「交流」の下に「活動」を加え、同条第二項を次のように改める。

2 県は、過疎・中山間地域において、地域内外との交流の促進による人の流れの創出、関係人口の拡大及び移住・定住の促進を図るため、必要な措置を講ずるものとする。

第十九条を第二十条とし、第十六条から第十八条までを一条ずつ繰り下げ、第十五条第一項中「模範として適当」を「集落等の参考となるもの」に改め、第二項中「振興」を「持続的発展」に改め、「対して」の下に「必要な」を加え、同条を第十六条とし、

第十四条中「振興」を「持続的発展」に改め、同条を第十五条とし、第十三条を第十四条とし、第十二条を第十三条とし、第十一条第一項中「研究開発」を「導入拡大」に改

め、同条を第十二条とし、第十条の見出しを「担い手の確保及び育成」に改め、同条第一項中「育成を図るため、定住の促進」を「確保及び育成を図るとともに、地域を支える多様な人材の確保に向け、移住・定住に関する支援、地域内外との交流」に改め、同条を第十一条とし、第九条の次に次の一条を加える。

（子育て及び教育環境の充実等）

第十条 県は、過疎・中山間地域において、住民が安心して子どもを生み育てることができ環境及び教育環境の充実を図るため、必要な措置を講ずるものとする。

附 則

（施行期日）

この条例は、公布の日から施行する。

（政務調査課）